

# 屋外広告業の登録を受けた皆様へ

屋外広告業の登録を受けられた皆様に知っておいていただきたいことのうち、主なものを以下にまとめています。内容をご確認の上、屋外広告物条例（以下「条例」）をはじめ関係法令の遵守を徹底してくださるよう、引き続きお願いします。

## 1 屋外広告業登録申請内容の公表について

屋外広告業の登録後は、登録申請書の記載内容（屋号や住所、役員氏名、業務主任者の氏名など）を、条例に基づき屋外広告業登録簿や県ホームページで公表していますので、改めて周知いたします。

なお、当該公表に著しい支障等がある場合は、裏面の問合せ先にご相談ください。

また、改正個人情報保護法の趣旨等を踏まえ、電話番号については非公表とすることとしましたので申し添えます。

## 2 「屋外広告物事例集」等について

(1) 過去の判断事例や国・他県自治体の参考資料等を踏まえ、屋外広告物法、条例及び規則等の標準的な考え方を整理し、基本的な取扱いを示した「屋外広告物事例集」や「屋外広告物の手引き」を県ホームページで公表していますので利活用ください。

(2) 屋外広告物の表示・設置の許可に当たっては、許可権者である県内の市町村（鹿児島市及び指宿市は除く）が、各地域内における屋外広告物の形態や周囲の状況などを踏まえ、個々に判断しています。そのため、許可事務等に係る取扱いが各市町村や個々の事案ごとに異なることでもありますのでご注意ください。また、具体的な取扱いについては、各市町村にお尋ねください。

(屋外広告物に関する各種情報はこちらから)

県ホームページ > 社会基盤 > 都市計画 > 屋外広告物 > 屋外広告物について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/okugai/okugai-index.html>

(裏面があります。)

### 3 屋外広告物の安全性の確保について

～ 屋外広告物の広告主，所有者等には安全管理義務があります。 ～

- (1) 屋外広告物の表示者等（屋外広告物の広告主や所有者，広告主から広告物の表示などの依頼を受けた屋外広告業者など）は，補修その他必要な管理を行い，安全性を保つなど，屋外広告物を常に良好な状態に保持する義務があります。
- (2) 倒壊や落下のおそれがある屋外広告物を表示することは条例で禁止されています。
- (3) 一定規模以上の許可に係る屋外広告物の管理については，有資格者である管理者を置く義務があります。
- (4) 国土交通省のホームページでは，屋外広告物の安全管理対策資料として「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」や「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」等が公表されていますので，併せて利活用ください。

(安全管理対策資料の確認はこちらから)

国土交通省ホームページ > 政策・仕事 > 都市 > 景観 > 屋外広告物適正化の推進

[https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd\\_townscape\\_tk\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html)

問合せ先：鹿児島県 土木部 都市計画課 調整係 099-286-3676

## かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO『Kagoshima Mirai Ouentai』)



© 2023pref kagoshima doboku